

平成24年度 第1回 吹田市障がい者施策推進委員会 議事要旨
(2012年度)

開催日時：平成24年7月19日(木) 13時59分～15時43分

開催場所：吹田市役所 第4委員会室

出席者：障がい者施策推進委員会委員

矢野委員長 渡邊委員、井岡委員、山本委員、谷合委員、由佐委員、馬垣委員、
鴨井委員、播本委員、平形委員、牧野委員、山口委員、倉本委員、松本委員、
梶谷委員、平野委員、坂田委員

欠席委員：青木委員、江口委員、赤松委員

事務局

門脇部長、齋藤次長、橋本所長、村上所長、田淵室長、藤岡参事、岡本参事
宮田総括参事、大市参事、吉澤主幹、米崎主幹

会議次第：1 開会

2 案件

(1) 第3期吹田市障がい福祉計画の報告について

(2) 第2期吹田市障がい福祉計画進捗状況の報告について

(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について
(虐待防止法)

(4) その他

配付資料：資料1 第3期吹田市障がい福祉計画 概要版

資料2 第2期障がい福祉計画の進捗状況と第3期障がい福祉計画の目標値

資料3 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

資料4 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずる
ための関係法律の整備に関する法律の概要

資料5 吹田市障がい者施策推進委員会委員名簿

追加資料 「吹田地域自立支援協議会」からのご提案について

議事要旨：

1 開会 委員長挨拶

2 案件

(1) 第3期吹田市障がい福祉計画の報告について

事務局 《資料1 について説明》

(2) 第2期吹田市障がい福祉計画進捗状況の報告について

事務局 《資料2 について説明》

委員長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

A 委員 児童デイが児童福祉法の対象となりました。計画には記載されていますが、報告に記載がありませんでした。今後は、進捗状況を載せていかないのですか。

事務局 申し訳ございません、報告書に記載がありませんでした。支給決定を行っており、利用状況につきましても、今後も把握していきます。

委員長 ほかにございませんか。

B 委員 基幹相談支援センターはどのような形でできていますか。相談支援事業所との関係について教えてください。

事務局 相談支援事業所につきましてはいろいろなタイプがございますが、基幹相談センターの役割として、全体としての方向を示すことと考えております。虐待の問題や、自立支援協議会の運営などの中枢として、相談支援事業所が困ったときの相談先としての位置づけを考えております。なかなか人員配置ができていませんので、みんなで相談をしながら動かしていきたいと考えています。

委員長 ほかにございませんか。

C 委員 施設入所が平成24年まで増え、25年から減っていますが減らすことができるのでしょうか、減った方が親のところに帰るのではなく、ケアホームに行くこととなりますが、ケアホーム開設のこの数が現実的に大変な数字であると思います。また、精神障がいと、知的障がいは違いますが、知的障がいの場合、高齢になると、重症化していきこの数字ができるのかと、大阪府や国の流れで目標設定の数値がありますが、家族として現実大丈夫かと思えます。

D 委員 関連して、6月から障がい者の法律が変わりました。措置費、支援費、自立支援法と変わってきており、ここにおられる方でこの3つの制度をやってきた方は2人から3人、また、市職員で担当してきた方はいらっしゃらないのではないのでしょうか。つまり自立支援法となり、仕事の量、それも事務作業が増え、単価が下がっていったら、病気をし通所できなくなると、運営が困難になります。担当者も変わる中、計画は、3年では短く、最低でも、10・20年でのスタンスで計画をつくる必要があります。福祉施策をどう作るかの論議が必要となります。概要版の障がい者の人数には内訳がありません。40歳以上で、中度と軽度に分けたような一覧表が必要です。40歳以上になると、加齢による機能障がい、起こってきます。75歳以上の親が50代の重度の障がい者との生活をどう想定するのかが必要になります。病院の付き添いにしても、検査の間は算定されない、いわゆる中抜きがあり、その間の費用は誰が出すのですか、労働基準法として職員の賃金が発生しないのが正しいのでしょうか。透析では、4～5時間かかり、帰ってくる交通費も必要となります。これで「住み慣れたまちで」と書かれている理念が制度としてきちんととなっているのか検証や吹田市らしい福祉政策を行ってほしいと考えます。家族の会の方にも説明できません。10年後は市の担当者は変わっており、10年後を見据えた計画を作ってほしいです。後ででてくる、自立支援協議会につきましても、本当に実のある計画を吹田市独自で行ってもらうのはためなのではないでしょうか。

委員長 自立支援協議会については、後で協議いたします。施設入所の数字についてですね。

C 委員 地域で相談員もしておりますが、施設設備がないと生活が大変な方で、知的の場合、現実的にそこでないと困難な方もおります。本当にこの人数が地域移行ができるのでしょうか、受け入れのためのケアホームも80床の分の施設をつくることができるのでしょうか、家族としての心配です。

委員長 意欲的ではありますが、数字について説明がありましたらお願いします。

事務局 施設入所支援につきましては増加いたしましたのは、新法への移行で増えたものであり、入所者人数が急に増えたものではありません。地域移行については国、府の方針でもあり、実際縮小を進めている施設から、ケアホーム等へ移行がされています。入所施設以外でも行ける方はケアホーム等に移って行かれるのが今の方針であります。ケアホームの数値につきましては、ワーキングチームとも検討を行い意欲的な数字ではありますが、ご了解いただきたいと思っております。

年齢別、等級別につきましては、概要版のため載せてはいたませんが、本編に種別の表を記載しております。

委員長 数字については、大変意欲的ではありますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

E 委員 施設運営といたしまして、自立支援法となって何がしんどいかといいますと、2か月後しか運営費が入らない、また、日割りとなったことがあり、新しく事業をしていくことのネックとなってきます。小さい法人であると、このことにより新しい受入れができません。今まで、通所の施設で受入れができましたのは、自立支援法になって、5年間で移行してきた中で、定員以上を受け入れないとお金がつかないため受入れを行い、受皿ができてきました。今後はさらなる、受皿づくりということが厳しくなっています。小さいところでは、新しい事業所ができません。踏み出すためには何かの支援が必要となります。実際の障がいのある方では、壮年期が大きな課題になっていることと、学校卒業後の新しい受皿、2つの受皿づくり、また、壮年期については、くらしの場においても、医療との連携がないとケアホームではできません。通所型の施設についても医療との連携がないと受け皿づくりができません。相談支援等についても、サービス利用計画作りが24年度からできました。計画を作らないと、障がい福祉サービスを受けられません、私の事業所といたしましても、やっていきたいのですが、大変な作業となるため、単価が安く体制がとれません。その中でこの275も計画がきるのかが、私といたしましても問題意識として持っているものです。

委員長 どちらかといいますと、大阪府に伝えていきたいですが。

事務局 これから、50~60名を超える高校生が支援学校から卒業してまいります。吹田市内の日中活動の事業所につきましても新しい受入れ施設をつくる必要がでてくるもので、新たな支援ができないものかが、大きなテーマかと思っております。医療が必要な壮年期の方につきましても、大きな問題となっております。市長も今年の施政方針でくらしの場の設置を掲げております。医療の必要な方、行動障がいのある方などがどのように地域で暮らししていくかが近々の課題でございます。新たな計画相談支援、計画の策定につきましては、今新規ケースについて計画を策定しておりますが、相談支援センターをどのように増やしていくかなど、まだ見えていない状況でございます。3年後には策定していかなければならないもので、今一生懸命進めているものでございます。おっしゃるように、事務が増える中単価が安い状況ではありますが、吹田市としましても事業見直しの中、予算が増えるわけではございませんが、努力していきたいと思っております。

委員長 ほかにございますか。

A 委員 計画も数値だけ見れば以前より頑張っておりますが、この数値をどのように実現していくのか、今後の進捗状況の点検や場合によっては方策の見直しをしていくため短いサイクルでチェックをこれまで以上にしていく必要があります。

委員長 年度が終わり、毎年、6月ぐらいに数値が出るので、この委員会で逐次報告を委員会で報告していただけたらいかがでしょうか。

事務局 逐次、報告させていただきます。

(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について
(虐待防止法)

委員長 では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について報告をお願いいたします。

事務局 《資料3について説明》
《資料4について説明》

委員長 法律についての説明がありました。質問等ございましたらお願いします。これに合わせて市といたしましては何か体制を取っていくのですか。

事務局 最初の虐待防止法につきましては、虐待防止センターを吹田市に設置します。本来ですと担当職員の配置の検討をするべきですが、今のところ現員の職員にてやっついこうと考えております。10月に先立ちまして、市民への啓発、研修等を実施していこうと思っております。来年度の自立支援法の改定につきましては、今のところ予算や人員については確定しておりません。

委員長 分かりました。

(4) その他

委員長 では、その他事項といたしまして、自立支援協議会からの提案について事務局から報告をお願いします。

事務局 《追加資料について説明》

委員長 ワーキングからの出された案と、自立支援協議会事務局から案が出ております。事務局からの説明といたしまして、自立支援協議会の組織については、現行のままで、全体会に施策推進委員会から2名ほど参加したらいかがですかとの話がきています。相手あってのことですので、こちらからどうこうするというものではないのですが、情報の共有はした方がいいでしょう。議事録等お互いに出していくことは、やぶさかではありませんが、2つの関係をどうしていくのかになります。ここでどうこうはできませんので、どういたしましょうか。こちらでの議論は向こうには伝わっているのですか。

事務局 資料に委員名簿がございます、ワーキングからお示したもので運営委員会にワーキングメンバーが入っております。自立支援協議会も本年4月から、地域ケア会議をこれから行うなど内容をボトムアップの体制に変えようとしたところであり、この提案とは合わないと同っております。地域ケア会議を見学に行くなど、相談支援の事業所を中心として動いていただいております、自立支援協議会としては、代表の方に全体会への参加をしていただきたいと、伺っております。

委員長 全体会に既に参加している方はあるのですか。

事務局 3人の委員が兼ねております。

D 委員 自立支援法ができ、自立支援協議会ができましたが、そこで課題を解決するためにきちんと政策論議をする必要があります。自立支援協議会ができたとき相談支援事業所からもメンバーが入っておりますが、大阪府の自立支援協議会では、日本一の障がい者雇用率にする等大きな政策を踏まえ、労働部門を作る予定である。この目的のため私の事業所からも入ってくれるよう要請がありました。吹田市では私の事業所からも人は入っていますが、このような形ではありませんでした。また、福祉審議会、施策推進委員会、自立支援協議会、障がいがある人が住み慣れたまちで暮らすための根幹の問題を3つの会議でどのように行っていくかの論議が必要ではないかと考えます。中抜きの問題についても論議されていません。兼ねている委員がいればいいということだけでなく、現場の課題を自立支援協議会の運営委員会で検討する組織に変えればと提案させていただいております。

事務局 全体会及び運営委員会それぞれ大勢の人数で組織されております。全体会はそれぞれの団体のトップで構成されており、施策等をまずはご理解いただくように、運営

- 委員会は、実務者で構成されており、現場に近い方であり、虐待等の作業部会を作ったりはできるかと考えております。
- 委員長 E 委員 この件についてご質問がございましたらお願いします。
現場で起こっている問題があがってくるのを検討しますが、自立支援協議会です。それを施策とし、制度としていくためには、施策推進委員会との調整が必要です。そのため運営委員会に入り、エンジン役にと考えましたが、自立支援協議会の提案のように、全体会に入るでもいいんですが、そこで施策推進委員会のメンバーが施策として反映できればいいと思います。
- 委員長 私の意見としましては、議論された内容を伝え議論されることが重要で誰が入るかは、向こうの組織の問題です。連絡が緊密にされ、施策推進委員会で計画を作るときに反映されるよう、議論に上げられるようにすればよいのではないかと考えます。
- 事務局 3つの会議の連携の仕方も問題になってくるかと思えます。中抜きの問題につきましても、国の指導による中で、訴えていくことは必要ですが、施策推進委員会の中で吹田市独自の制度として作っていくことができるのか、問題であると考えます。また、職員の異動につきましても、腰を据えて施策を見つめる職員の配置について、市としましても検討してもらいたいと考えております。どちらにいたしましても、連携につきましても、なくてはならないものと思っております。
- F 委員 施策推進委員会と自立支援協議会の連携としましては、提案があれば、提案していただく関係でいいかと思えます。福祉審議会は委員長が、委員ですので提案があれば、委員長からしていただくこととなります。
- 委員長 障がい者施策推進委員会と自立支援協議会はフラットな関係であり、こうしなさいとまでは、言いがたく役割分担が違うため、当面は、上がった問題はここで報告し、我々の施策も向こうに報告するとの方法でいかがでしょうか。
- G 委員 構成メンバーを変えることはできるのですか、現場の声が反映できる体制がいいのではないですか。
- 事務局 現在、現場の作業所さんなどかなりの数が入っており意見交換は十分可能であると考えます。事務局の吹田市もメンバーの一員との立場で皆さんと一緒に参加させていただいており、その中で、メンバーの交代は可能ではないかと考えます。
- 委員長 この件につきましても、密接な連携を行ない報告をしていただくとのことをお願いします。ほかにございますか。
- D 委員 障がい者の雇用率が来年4月から0.2ポイントアップし、働く支援が大切となってきます。現在吹田市では、障がい者就業・生活支援センターが国の事業で実施されており、JOB カフェ、JOB ナビという吹田市と大阪府労働局の事業がありますので、どちらかが、施策推進委員会に参加するほうが、これからの雇用や労働に関して、いい論議ができるのではないかと提案します。
- 委員長 事務局でまず、考えていただけますか。
- 事務局 障がい者就業・生活支援センターは国の事業で第3期計画にも上がっていますので、施策推進委員会の定員が、今20名であり、定員を増やしていくのかを含め、事務局で考えていきたいと思えます。
- 委員長 ほかにございますか。
- B 委員 1人暮らしの方で、だんだん年をとっていかれ認知症があり、ケアホームでも難しい方がいらっしゃいます。まだ介護保険の年齢ではなく若年性の認知症ですが、介護保険も使いながらと考えていますが、障がい者施策との関係も決めていただければと思います。地域で生活するためには、両方使えるサービスにしてほしいと思えます。また、困難事例について早く具体化されればよいなと思えます。
- 委員長 重度の方については意見聴取会でも出ており、重要な問題です。ほかにございますか。それでは、第1回の施策推進委員会を終了させていただきます。